

# 大阪市職員労働組合セクシュアル・ハラスメント防止等に関する指針

## 1. セクシュアル・ハラスメントとは

セクシュアル・ハラスメントとは、職場、あるいは職務上の上下関係等を利用して、望まない性的働きかけや言動を強要することです。言葉や身体への接触など、相手（セクシュアル・ハラスメントの被害者）の意に反した性的行動を行うことで、相手に脅威や屈辱感を与え、それに対する対応によって仕事を遂行する上で不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって、雇用環境を著しく悪化させ、さらに雇用そのものを脅かすすべての行為のことで、以下のような行為を指します。

- ・ 職場関係において利益・不利益を与えることが出来る者が、利益の対価として、あるいは不利益の代償として、相手方の意に反する性的言動を行うこと。
- ・ 職場関係において一定の地位・役割にある者が、その地位・役割を利用して、相手方の意に反する性的言動を行うこと。
- ・ 性的言動や性的画像・文書の掲示・提示などによって、就労の意欲を低下させること。
- ・ 固定的な性的役割意識による行動の押しつけや言動を行うこと。

これらの行為は、快適な職場環境を脅かすものであり、さらには、被害者の人権や働く権利を侵害することとなり、個人のみならず組織にとっても大きな損失につながるものです。

また、その被害には、当初の言動による被害（一次被害）と、それを受けた後の被害（二次被害）があります。セクシュアル・ハラスメントが起こったのは被害者側の責任であると非難が向けられ、事実とは直接関係の無いプライバシーを詮索されたり、暴露されたりすることもあり、一次被害よりも二次被害の方が問題となる場合もあることを認識しておかなければなりません。

## 2. セクシュアル・ハラスメントの防止についての基本的な考え方

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の第11条で、セクシュアル・ハラスメントは男女労働者の働く権利を侵害する雇用管理上の問題であるとして、セクシュアル・ハラスメント対策を事業主の措置義務と規定しています。

労働組合は、労働者の労働条件や職場環境を改善・向上していく基本的使命をもっており、大阪市職員労働組合（以下、大阪市職という）は、労働組合としての任務と責務を果たすべく、組合活動環境づくり、安全で快適な職場環境づくりにむけ、労働組合や職場におけるセクシュアル・ハラスメントの一掃とその防止に向け積極的に取り組みを行います。

### 3. 目的

この指針は、大阪市職の活動におけるセクシュアル・ハラスメントを未然に防止し、これを根絶するための必要な啓発の実施、また、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合、迅速、公正、適切に対処して解決を図り、男女が対等平等な立場でともに労働組合活動に参加・参画できる環境を実現することを目的とします。

大阪市職の活動の中で行われた性的な言動により、当該組合員がその組合活動の場において不利益を受け、精神的苦痛により当該組合員の活動環境が害されることの防止とともにセクシュアル・ハラスメント被害者の活動環境の回復にむけ取り組むこととします。

### 4. 適用範囲

この指針は、大阪市職の活動に関連するあらゆる場および時間において適用します。また、関係者のいずれかが大阪市職に属する場合、これを適用することとします。

### 5. 責務

- ①市職本部は、セクシュアル・ハラスメント防止に向け、啓発と学習会等の開催につとめるとともに、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合、関係者のプライバシー保護に留意し、迅速・公正・適切に対処し、2次被害発生の予防に努めなければなりません。
- ②支部は、本部と連携し、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合、関係者のプライバシー保護に留意し、迅速・公正・適切に対処し、2次被害発生の予防に努めなければなりません。
- ③組合役職員および組合員はセクシュアル・ハラスメントが起こらない組合活動環境づくりに努めるとともに、自らもセクシュアル・ハラスメントの防止に努めなければなりません。あわせてセクシュアル・ハラスメント事象が発生した場合、事実確認など必要な調査に協力しなければなりません。

### 6. セクシュアル・ハラスメント対策委員会

セクシュアル・ハラスメント対策委員会（以下、対策委員会という）を設置し、セクシュアル・ハラスメントに関する相談の解決と公正な対応を行います。

### 7. 相談窓口の設置

- ①セクシュアル・ハラスメントに関する相談および苦情への対応を行う窓口を本部に設置（対策委員会）するとともに、外部相談員を配置します。
- ②外部相談員は、専門家（弁護士、カウンセラー等）をもって充てることとします。
- ③セクシュアル・ハラスメントの被害を受けている、あるいは疑いがあると思われる事

象についても相談することができます。また、当事者以外であっても相談することができます。

## 8. 相談への対応

セクシュアル・ハラスメントに関する相談・申出があった場合は、必要に応じ相談・申出人および関係者に対して、申出にかかる事情聴取を行い、当該問題を迅速且つ適切に解決するよう努めなければなりません。

## 9. 適切な措置

公正な調査により、セクシュアル・ハラスメントの事実が確認された場合、被害者のために適切な措置をとることとします。

また、大阪市職は、組織の判断により加害者に対する必要な措置（組織的統制を含む）を行います。

## 10. プライバシー保護など

相談および苦情解決にあたって関係者は、当事者のプライバシーを厳守し、相談者が不利益を被らないことや二次被害発生の予防に努めなければなりません。

以 上